

三重県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.0E-2	3.6E-1	1.0E+2	100.3
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	1.7E+1	2.1E+1	2.3E+1	84.9
117	テブコナゾール				8.4E+0	8.4
139	トラロメトリン			2.1E+0	2.8E+0	4.9
140	フェンプロパトリン			2.9E+0		2.9
153	テトラメトリン	2.2E+2	1.2E+1	2.7E+2		495.0
181	ジクロロベンゼン	4.3E+2	2.5E+2			684.4
225	トリクロロホン		8.7E+0			8.7
248	ダイアジノン		8.0E-1			0.8
251	フェニトロチオン		2.0E+2	3.6E+0		206.5
252	フェンチオン	4.8E+0	7.7E+1	4.8E+0		87.1
256	デカン酸				1.4E-1	0.1
350	ペルメトリン	4.0E+1	5.2E+1	4.2E+1	7.9E+1	212.9
405	ほう素化合物		9.4E-1	3.6E+1	3.9E+0	41.0
427	カルバリル			1.9E+2		192.2
428	フェノブカルブ			1.2E+2	2.4E+2	361.2
457	ジクロロボス	8.5E+1	8.8E+2			961.2
合 計		8.0E+2		6.9E+2	4.6E+2	3452.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等